市町村議会で議決した意見書等（令和４年２月追加分及び３月分）

令和4年3月25日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	遠野市	水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し及び米価下落に対する意見書	R4.2.22	1
2	岩泉町	岩泉町地消地産の推進に関する条例	R4.3.10	2
3	住田町	再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書	R4.3.11	4
4	住田町	「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書	R4.3.11	5
5	大船渡市	安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書	R4.3.15	6
6	花巻市	選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書	R4.3.16	7
7	花巻市	令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書	R4.3.16	8
8	岩手町	「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書	R4.3.16	9
9	岩手町	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める意見書	R4.3.16	10
10	平泉町	「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書	R4.3.16	11
11	矢巾町	安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書	R4.3.17	12
12	矢巾町	水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書	R4.3.17	13
13	陸前高田市	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書	R4.3.18	14
14	陸前高田市	海洋環境の変化等による磯焼け、貝毒の発生及び主力魚種の不漁における原因究明と対策に係る意見書	R4.3.18	15
15	八幡平市	「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書	R4.3.18	16
16	西和賀町	令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書	R4.3.18	17

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】令和４年２月22日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　農林水産大臣 【件　　　名】水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し及び米価下落に対する意見書 当市の１次産業は、水田と畜産業を主とした農業構造であり、その中の約 57%を畜産生産額が占めている、中山間地という環境の中にあって、耕畜連携による経営は農業基盤の根幹を成してきた。国が進めてきた減反政策に基づき、転作牧草への転換を積極的に取り組んできたことにより、転作作物の 50% 以上を牧草が占めるまでとなっている。 このような農家の協力的な姿勢の下に確立されてきた農業構造に対し、令和４年度から推し進めようとしている「水田活用の直接支払交付金」の拡充・見直しは、将来の持続的農業経営の確立を大きく脅かすものである。 転作牧草(多年生牧草)に対する戦略作物助成の大幅減額、令和４年度から５年間に一度の水張りが要件となり、水張りが行われなかった場合に交付対象から除外される方針は、農業生産現場の実情を無視した一方的な政策と捉えざるを得ない。このことにより、経営困難や耕作放棄地が増加することは明らかであり、「永遠の日本のふるさと遠野」の景観保全、原風景保護、関連産業等、農業を基幹とする当市の地域経済への影響は甚大である。 また、当市の個人経営体の基幹的農業従事者は1,942人、高齢化率が40%を超えており、持続可能な農業の確立が大きな課題となっているところに、令和３年産米の米価下落により農業経営は極めて厳しい深刻な状況下にあるにもかかわらず、この度の制度見直しは誠に理不尽であり、断固受け入れできない。 ついては、次のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により意見書を提出する。 １　水田活用の直接支払交付金の拡充・見直しを撤回すること。 ２　米価下落対策の救済措置を確立すること。

市町村議会名	政策的議員提出条例の内容
岩　泉　町	【議決年月日】令和４年３月 10 日 【件　　　名】岩泉町地消地産の推進に関する条例 　私たちの町岩泉は、本州一の広大な町として豊かな自然と気候に恵まれ、世界三大漁場である三陸沖に面し、古くから漁業が盛んに行われるとともに、近代においては畜産・酪農の地としてその名声を高め、現在は日本有数のまつたけの産地としても有名である。 　しかしながら、人口減少、少子高齢化等により農林水産業の担い手不足及び耕作放棄地の増加が進み、東日本大震災及び平成28年台風第10号豪雨災害による甚大な被害がこれらの産業の衰退にますます拍車をかけている今、町を取り巻く環境は大きな転換期を迎えている。 　また、輸入自由化や「食」の安全性及び信頼性を損なう事態が生じていることを背景に、町民の「食」に対する不安と関心が一層高まっている状況で、町内の「食」に関わる者が率先して農林水産物等を用いるとともに、教育、福祉、観光等あらゆる場に「食育」を推し進めていかなければならない。 　ここに、食を通して町内で生活する消費者と生産者の架け橋となる「地消地産」の推進を図り、真に豊かな地域社会を創造することを決意し、この条例を制定する。 　（目的） 第１条　この条例は、地消地産の推進に関する基本理念を定め、町、生産者、生活者及び事業者の役割を明らかにするとともに、安全で安心な農林水産物等の安定供給及び食育連携を図ることにより、町の特色ある農林水産業の持続的な発展を促し、健康で豊かな町民生活の実現に資することを目的とする。 　（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）地消地産　地域で消費する農林水産物等を当該地域で生産することをいう。 （２）食育　食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることをいう。 （３）農林水産物等　町内で生産された農産物、林産物及び水産物並びにこれらを加工した食品をいう。 （４）生産者　農林水産物等を生産する者をいう。 （５）生活者　町内で生活し、農林水産物等の消費者となる者をいう。 （６）事業者　町内で農林水産物等の製造、加工、流通若しくは販売又は飲食の提供を業として行う者をいう。 　（基本理念） 第３条　地消地産の推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行うものとする。 （１）町、生産者、生活者及び事業者が連携し、町の農林水産業及び農林水産物等に関する情報を共有化することにより、互いの立場を理解して、信頼関係を構築し、協力するよう努めるものとする。 （２）農林水産物等の生産から販売までの過程において、安全で安心な農林水産物等を生活者に安定供給できるよう努めるとともに、町の農林水産業の振興が図られるよう努めるものとする。 （３）町の農林水産業に関する良好な景観、自然環境等の地域資源を活用することにより、農林水産業の活性化及び都市との共存が図られるよう努めるものとする。

市町村議会名	政策的議員提出条例の内容
	（４）生活者一人一人に食の重要性が理解されるとともに、健康で文化的な食生活の維持向上が図られるよう努めるものとする。 （町の役割） 第４条　町は、前条の基本理念に基づき、生産者、生活者及び事業者と連携し、地消地産の推進に関する施策を実施するものとする。 （生産者の役割） 第５条　生産者は、自らが生産する農林水産物等が生活者の健康を支えていることを自覚し、責任を持って農林水産物等の安全性の確保に取り組むものとする。 ２　生産者は、自らが生産する農林水産物等の品質に関する情報を積極的に生活者に提供するよう努めるものとする。 ３　生産者は、町が実施する地消地産の推進に関する施策に協力するものとする。 （生活者の役割） 第６条　生活者は、農林水産物等の安全性を確保するための生産者の取組を理解するとともに、農林水産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。 ２　生活者は、町が実施する地消地産の推進に関する施策に協力するとともに、家庭及び地域において食育の推進に努めるものとする。 （事業者の役割） 第７条　事業者は、生産者及び生活者と連携して地消地産の推進に取り組み、町が実施する地消地産の推進に関する施策に協力するものとする。 （地消地産の推進に関する啓発活動等） 第８条　町は、地消地産の推進に対する生活者の関心及び理解を深め、その推進に関する活動を行う生活者の意欲を増進するための啓発活動、情報の提供その他必要な施策を実施するものとする。 （生産者、生活者及び事業者の情報の共有等） 第９条　町は、生産者、生活者及び事業者が地消地産に関する情報の共有及び相互理解を進めていくための必要な施策を実施するものとする。 （町の施設における農林水産物等の優先使用） 第10条　町は、学校、こども園その他町の施設において給食その他食の提供及び相互理解を進めていくための必要な施策を実施するものとする。 （農林水産資源を活用した施策） 第11条　町は、農林水産業の振興及び活性化を図るため、地域の農林水産資源を活用して、生産者、生活者及び事業者間における相互の交流及び農林水産資源に対する理解を深めるための必要な施策を実施するものとする。 （食育との連携） 第12条　町は、地消地産の推進に当たっては、生活者が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、地域等における食育の推進に関する施策との連携を図り、効果的に実施するものとする。 （地消地産推進計画の策定） 第13条　町は、地消地産の推進に関する施策を計画的に推進するため、総合的かつ効果的な地消地産推進計画を策定するものとする。 （委任） 第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】令和４年３月 11 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　法務大臣 【件　　　名】再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求める意見書 再審は、誤って有罪とされたえん罪の被害者を救済することを目的とした制度であり、えん罪被害者は速やかに救済されなければならない。 しかし、現行の再審制度は、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示が義務付けされていないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てが認められていることによって、再審決定が長期化するなど、制度が十分に保障される仕組みになっていない。再審開始決定を得た事件の多くでは、開示された証拠が再審開始の判断に影響を及ぼしており、再審請求の手続きにおける証拠開示の制度化の重要性は明らかである。しかるに証拠開示にかかわる明文の規定は存在せず、裁判所の裁量に委ねられている。平成２８年に改正された刑事訴訟法の附則において、政府はこの法律の公布後、速やかに再審請求審における証拠の開示についての検討を行う旨が定められており、その制度化を早急に行うことが求められている。 また、検察官が再審開始決定に不服がある場合には、再審の場においてそのような主張を行う機会が保障されているものであるから、再審請求手続きの長期化を招く不服申し立ては行えないようにすべきである。 よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、次の事項について、刑事訴訟法を速やかに改正するように要望する。 記 １．再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。 ２．再審開始決定に対する検察官の不服申し立てができないように制度を改正すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】令和４年３月 11 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　農林水産大臣 【件　　　名】「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書 政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策をとらないまま、令和３年１１月１９日、新たに２６万㌧の主食米生産数量を削減する計画を発表した。 同時に、令和４年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直すことを発表した。その内容は、 １）　水路や畦畔がなく、令和４年度から５年間、水張りが行われない農地については、令和９年度以降交付の対象としない。 ２）　多年生作物（牧草）に対する支援は従来すべての飼料作物について１０アール当たり35,000円交付されていたが、令和４年度からは、当年産において播種を行わず収穫を行うものは１０アール当たり10,000円に減額する。 ３）　飼料用米の複数年加算１０アール当たり12,000円を廃止する。 というものである。 これが実施されれば、永年性作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れず、作物が作りづらくなり遊休荒廃地が増え、条件不利地の離農を促進するものである。長年、減反に協力してきた農家を交付金の対象から排除することは、生産調整に協力し、転作作物の生産拡大に取り組んでいる農家に対する重大な裏切りで、水田・日本農業を維持できなくさせるものであり、到底受け入れられない。 政府自身が掲げる食料自給率４５％の目標達成に逆行するものである。今なすべきことは、農政の流れを根本から転換し、米からの転作対応にとどまるのではなく、水田・畑地に関わらず農地が維持され、多面的機能が一層発揮され、農業生産の発展と食料自給率の向上が達成できるようにすることである。 以上の趣旨に基づき、下記の事項について強く要望する。 記 １　「水田活用の直接支払交付金」の見直しを行わないこと。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	【議決年月日】令和４年３月15日 【提　出　先】内閣総理大臣　厚生労働大臣　財務大臣　総務大臣 【件　　　名】安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書 新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が繰り返し起きている。 このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性及び感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などである。 コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉のさらなる充実であり、国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることである。 以上を踏まえ、地域住民のいのちと健康を守る立場から下記の事項について国に要望する。 記 １　安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。 ⑴　医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。 ⑵　公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。 ２　保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。 以上、地方自治法第99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
花　巻　市	【議決年月日】令和４年３月 16 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　法務大臣　総務大臣 内閣府特命担当大臣 【件　　　名】選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書 現行の民法では、婚姻時に男女どちらかが一方の姓に変更しなければならず、同姓、別姓を選択する自由はありません。本来どちらの姓を選択してもよいにもかかわらず、実際には９割以上の女性が夫の姓に変更しており、男女平等の観点からも問題視されています。 また、結婚に際して夫婦同姓を法律で強制している国は、世界で日本だけです。こうした現状を人権問題と捉え、国際連合の女性差別撤廃委員会は、３度にわたり日本政府に是正勧告を行っています。 それにもかかわらず、１９９６年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入を答申してから既に四半世紀を迎えますが、国会での議論は進んでいません。 近年は初婚年齢が上昇し、男女ともに生まれ育った氏名で信用、実績、資産等を築いた時期に結婚するケースが多く、改姓に必要な手続は煩雑さを増し、戸籍どおりの姓でキャリアを継続したい、男女対等でありたいと望むがゆえに事実婚を選択せざるを得ない夫婦が少なくないとみられます。別姓で結婚したくてもできない、さらに事実婚では子供の婚外子問題、相続、契約、税金の優遇など様々な公的サービスが受けられないなど二重の不利益が生じます。 ２０１８年に内閣府が公表した世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は６６．９％で、反対の２９．３％を大きく上回り、特にも３０代では８４．４％に上り、若い世代ほど理解を示しています。 選択的夫婦別姓制度は「選択的」という言葉の示すとおり、家族で同じ姓のほうが一体感が深まると同姓を希望するカップル、別姓を望むカップルそれぞれに対し、選択の自由と多様性を認める制度であります。女性・男性どちらも改姓による不利益を被ることなく、老後も法的な家族として支え合える誰もが生きやすい社会を実現するために速やかに民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
花　巻　市	【議決年月日】令和４年３月 16 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　農林水産大臣 【件　　　名】令和４年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに対する意見書 国が本年１月に示した令和４年度の水田活用の直接支払交付金の見直しは、国是でもある主要農産物の食料自給率向上に影響を与えかねない問題をはらんでいる内容と言わざるを得ません。 特に、交付対象から除外される農地が生ずることは、これまでの国の方針にのっとり農地の集積・集約を進め、産地づくりに取り組んできた農業生産者や農業経営体に与える影響は大きく、農地としての維持はもとより、耕作が困難となり耕作放棄地の増加や離農者の増加につながる懸念が大きいことから、関係者からは本制度見直しの撤回を求める声が強く出されています。 また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価見直しについても、特に輸入乾牧草の高騰が続いている現況下において、令和４年度からの運用は性急に過ぎ、貸手側、借手側双方の関係者に混乱を生じさせています。 さらに、圃場整備に取り組む地区にあっては、営農計画の再検討が必須となり、地域特性を生かした集落営農の推進に対する影響は計り知れません。 このことから、令和４年度の水田活用の直接支払交付金の見直しについては、下記事項について確実な実現を図られるよう強く求めます。 記 １　制度の見直しにより交付対象水田から除外される農地が生ずることは、農地の維持や農業水利施設の管理が困難となることが想定され、結果的に国土の荒廃にもつながるおそれがあることから、実施に当たっては、離農者及び耕作放棄地の増加を招くことのないよう、地域の実情に合った制度内容とすること。 ２　国土保全と農地及び集落維持を図るため、交付対象水田を畑地化した場合にあっても、土地利用型の営農形態にあっても、農業生産者の所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組める新たな支援措置を速やかに講ずること。 ３　水田を借用して自給飼料の確保に努めている畜産農家が多い中にあって、今回の多年生作物の扱いの見直しによって交付金が削減された場合には賃借料の負担増が見込まれ、畜産農家が農地を返却することや、経営圧迫による廃業も懸念され、結果的に耕作放棄地の増加にもつながることから、交付金の削減に対する応分の支援を加味した内容とすること。 以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】令和４年３月 16 日 【提　出　先】内閣総理大臣　農林水産大臣 【件　　　名】「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書 政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策をとらないまま、2021年11月19日、新たに26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表しました。 同時に、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直すことを発表しました。その内容は、“加工用・飼料用米、麦、大豆、そばへの転作は今後5年間に一度も水張りが行われない農地については令和９年度以降交付対象としない”“多年生作物（牧草）に対する支援は従来すべての飼料作物について3.5万円/10アール交付されていたが、令和４年度からは、当年産において播種を行わず収穫を行うものは１万円/10アールとする”というものです。 これが実施されれば、牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底、受け入れらません。 以上の主旨から下記の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。 １、「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないこと。

市町村議会名	意見書の内容
岩　手　町	【議決年月日】令和４年３月16日 【提　出　先】内閣総理大臣　財務大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める意見書 加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器です。 日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器の使用率は欧米よりかなり低くなっています。この背景には、日本において補聴器の価格が高額であることに加え、公的支援制度が不十分なことがあります。欧米では補聴器を医療のカテゴリーとしてとらえ、両耳の聴力レベルが41デシベル以上の中等度難聴者から補聴器購入に対する公的補助制度が確立されています。日本においては、両耳70デシベル以上の高度・重度難聴に対して、補装具支給制度により補聴器の購入に必要な補助が行われていますが、その対象者はわずかです。 補聴器が更に普及すれば、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられています。 よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を創設するよう強く要望します。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】令和４年３月16日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　農林水産大臣 【件　　　名】「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書 政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策をとらないまま、2021年11月19日、新たに26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表しました。 同時に、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直すことを発表しました。その内容は、①今後５年間（2022から26年度）で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は、27年度以降交付対象としない。②永年性牧草については、播種から収穫まで行う年は現行通り10a当たり３万5000円交付。収穫のみを行う年は同１万円に減額する。③飼料用米などの複数年契約は、22年産から加算措置の対象外とする。20、21年産の契約分は10a当たり6000円加算に半減する。というものです。 これが実施されれば、永年生作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底、受け入れらません。 よって、国においては、水田活用の直接支払交付金の見直しを中止されるよう強く求めます。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】令和４年３月 17 日 【提　出　先】内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣　厚生労働大臣 【件　　　名】安全・安心の医療・介護・福祉の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書 新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が繰り返し起きています。 このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師、看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、９０年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。 加えて、７５歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。 コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。 以上をふまえ、地域住民のいのちと健康を守る立場から下記の事項について国に要望します。 記 １　安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること ①　医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。 ②　公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。 ２　保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。 ３　社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、７５歳以上の窓口負担２倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】令和４年３月 17 日 【提　出　先】内閣総理大臣　財務大臣　農林水産大臣　内閣官房長官　衆議院議長 参議院議長 【件　　　名】水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書 わが国の農業・農村を取り巻く環境は、農業者の減少、高齢化の進行、輸入農産物の増加等により、大変厳しい状況下にあります。こうした中、令和３年１１月３０日、農林水産省から「水田活用の直接支払交付金の見直し」が示されました。特にも交付対象水田の扱いについて、生産現場では農地の集積・集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできた中で、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながることが懸念されます。 また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外からの輸入乾燥牧草も高騰が続いている中で、令和４年度からの運用は余りにも急であり、現場に混乱をきたしています。 ついては、生産現場への大きな混乱や営農断念が生じないよう、下記事項について要請いたします。 記 １　交付金の対象水田から除外されることにより、農地の維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、水田活用交付金の見直しに関して、現場の生産者の意見を聴取した上で、一旦白紙とすること。 ２　今後、主食用米の作付に転換を進めるにあたっては、生産者が営農意欲を失わず、生産活動に取り組めるよう予算の充実確保や、畑作化への継続支援に加え、販路等の新規確保を行うなど、安定的な新たな支援措置を構築すること。 ３　多年生作物の扱いについては、畜産農家の多くが自給飼料確保のために水田に牧草を作付しているが、今回のような唐突な見直しにより生産現場に大きな混乱が生じており、畜産農家の営農意欲の減退や営農断念が生じないよう適正かつ慎重な対応を行うこと。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】令和４年３月 18 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 厚生労働大臣 【件　　　名】加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書 加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近では鬱病や認知症の危険因子となることも指摘されている。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器である。 我が国の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器の使用率は欧米と比べて低く、我が国での補聴器の普及が求められている。しかし、我が国において補聴器の価格は片耳当たりおおむね１５～３０万円であり、医療保険適用ではないため全額自己負担となる。そこで国においては、身体障害者福祉法第４条に規定する身体障がい者である高度・重度難聴（両耳７０デシベル以上等の身体障害者手帳６級以上）に対して、補装具支給制度により補聴器の購入に必要な補助を行っているが、その対象者はわずかであり、多くの方は自費で購入している。 欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度等があり、我が国においても、一部の自治体では高齢者への補聴器購入に対し補助を行っているが、補聴器が更に普及すれば、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。 殊にも、高齢化率が４０．２％と高く、過疎傾向にある集落や災害公営住宅等における独居高齢者が多い本市にあっては、見守り訪問時の呼び出し音などが聞こえない方もおり、補聴器は日常生活に不可欠と思料する。 よって、国においては、こうした課題に対応するため、補装具制度の対象とならない加齢性難聴者の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を創設するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】令和４年３月 18 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　農林水産大臣 経済産業大臣　環境大臣 【件　　　名】海洋環境の変化等による磯焼け、貝毒の発生及び主力魚種の不漁における原因究明と対策に係る意見書 本市においては、磯焼けの被害が深刻となっており、資源回復のためにアワビ漁を２年間見送った一部地域もあるなど、磯焼け被害への抜本的な対策が急務となっている状況である。 また、本市海域においては、ホタテ貝、ホヤ等の水産物に貝毒（麻痺性、下痢性）が発生し、出荷の自主規制が頻繁化かつ長期化している状況である。 加えて、本県沿岸地域の主力魚種であるサケの水揚げが東日本大震災前と比較して大幅に減少しているところである。 これらの漁業被害は、地球温暖化等に伴う近年の海洋環境の変化等が原因の一つと考えられるが、水揚量や水揚額の減少と貝毒の発生による出荷規制の長期化は漁業者のみならず、水産加工業や商業、観光業、物流分野等にも波及し、更には、新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の減少もあり、漁業を取り巻く環境は厳しい状況となっている。 ついては、水産物の持続可能な水揚量等の再生・保全が重要であることから、国においては、水産業の振興のための方針を示し、必要な財源等を確保した上で次の事項について迅速に取り組まれるよう要望する。 記 １　岩手県が令和３年３月にまとめた「藻場保全・創造方針」では、本市の藻場面積は、東日本大震災前と比較し、約８６％も減少したことが確認されており、県内沿岸市町村で最大である。磯焼けの抜本的な対策の実施を求める。 ２　貝毒の発生に伴う出荷の自主規制においては、出荷時期をずらす等の調整を行い、生産者が自主的に対策を行っているが、漁業経営には大きな影響が出ている。貝毒が発生する原因究明と抜本的な対策の実施を求める。 ３　主力魚種であるサケの水揚量が減少していることについて、現状の水揚量の減少が継続した場合、親魚の減少により採捕放流事業が成り立たない状況になるものと危惧している。原因究明と抜本的な対策の実施を求める。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八 幡 平 市	【議決年月日】令和４年３月 18 日 【提　出　先】内閣総理大臣　農林水産大臣 【件　　　名】「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書 政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策をとらないまま、2021年11月19日、新たに26万トンの主食用米生産数量を削減する計画を発表しました。 同時に、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直すことを発表しました。 その内容は、「加工用・飼料用米、麦、大豆、そばへの転作は今後５年間に一度も水張りが行われない農地については令和９年度以降交付対象としない」、「多年生作物（牧草）に対する支援は従来すべての飼料作物について3.5万円/10ａ交付されていたが、令和４年度からは、当年産において播種を行わず収穫を行うものは１万円/10ａとする」というものです。 これが実施されれば、永年生作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって協力してきた農家を交付金の対象から排除することは、到底受け入れられません。 以上の趣旨から、下記の事項について、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。 記 １、「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないこと。

市町村議会名	意見書の内容
西 和 賀 町	【議決年月日】令和４年３月 18 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　農林水産大臣 【件　　　名】令和４年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書 今般、国から令和４年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。特にも交付対象水田の扱いについては、生産現場では農地の集積、集約に取り組みながら産地づくりに取り組んできたなかで、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながること等懸念の声があがっています。 また、多年生作物（牧草）に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外からの輸入乾牧草も高騰している状態が続いているなかで、令和４度からの運用はあまりに急であり、現場に混乱をきたしています。さらには、圃場整備に取り組む地域においては、営農計画の再検討が必要となり、地域特色を生かした営農の展開への影響なども懸念されております。 令和４年度の水田活用の直接支払交付金の見直しについては、生産者が意欲を持って作付し、将来にわたって安定的な営農、農地の維持が展望できるよう、現場の課題を十分に検証したうえで制度設計がなされるよう、次の事項について強く要望します。 記 １　今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることにより、農地維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、運用にあたっては、丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分に踏まえて進めること。 ２　農地および集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合にあっても、土地利用型の営農形態でも生産者の所得が減少せず、意欲を持って生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講じること。 ３　多年生作物（牧草）の扱いについては、畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借している。今回のような唐突な見直しにより交付金が削減された場合、賃借料の負担が大きくなり、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすことから、営農計画等を十分に検討する期間を設けること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。